

保育所保育料等の納付に関する口座振替の登録手続きについて

吹田市にお支払いいただく保育所保育料等の納付方法は、口座振替(自動払込)としていますので、保育所等の利用に当たっては事前に口座振替の登録手続きが必要です。一部金融機関(三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫、ゆうちょ銀行)に限り、電子申込でも手続きができます。

1 吹田市に口座振替でお支払いいただく対象

【市内公立園】保育所保育料・小規模保育事業所保育料・認定こども園使用料・延長保育料・一時預かり利用料・給食費(主食費・副食費)

【私立園】保育所保育料(第1子に限る)

※私立の認定こども園使用料・小規模保育事業所保育料・給食費・延長保育料・一時預かり利用料・実費等のお支払い先は、吹田市ではなく各私立園となります。お支払いの方法・時期等については、各私立園において定めていますので、詳細については、各私立園へお問い合わせください。

2 口座振替の登録手続き

以下の(1)又は(2)の方法により手続きしてください。

(1) 吹田市保育所保育料等口座振替依頼(自動払込利用申込)書

以下のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・金融機関の窓口(※「4 口座振替(自動払込)取扱金融機関(順不同)」に記載されているいずれかの取扱金融機関)〈郵送不可〉
- ・保育幼稚園室(市役所低層棟2階217番窓口)〈郵送可〉
- ・教育・保育施設(公立施設利用児童のみ施設へ提出可能)〈郵送不可〉

※記入に当たっては「8 注意事項」をよくお読みいただき、提出前に記入漏れや押印漏れ等の不備がないか十分にご確認ください。

※口座登録まで3~4週間程度かかるため、早めにご提出ください。提出時期や金融機関の都合等により、提出のあった月の翌々月から開始となる場合があります。

(2) Web 口座振替受付サービス(三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫、ゆうちょ銀行)

下記、QRコードから申請してください。

※入力に当たっては「申込説明」等をよくお読みいただき、不備がないか十分にご確認ください。

※電子申込に際して発生する通信費やその他費用は、申請者ご自身の負担となります。

※月末までの申請で、原則、翌月からの開始となります。

対象施設	保育所 (公立)(私立※第1子に限る)	幼稚園及び 幼稚園型認定こども園 (公立のみ)	幼保連携型認定こども園 (公立のみ)
電子申込先 (QRコード)			

3 口座振替の引き落とし日

各月の末日(12月のみ28日)に引き落としさせていただきます。

※月の末日(12月のみ28日)が休日・祝日に当たる場合の引き落とし日は翌営業日

4 口座振替（自動払込）取扱金融機関（順不同） 令和7年（2025年）10月時点

【口座振替依頼書、電子申込みいずれでも申請可】

三井住友銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行	北おおさか信用金庫
--------	-------	--------	-----------

【口座振替依頼書のみ申請可】

池田泉州銀行	関西みらい銀行	紀陽銀行	京都銀行
みずほ銀行	三菱UFJ銀行	みなと銀行*	尼崎信用金庫
大阪信用金庫	大阪厚生信用金庫	近畿労働金庫	北大阪農業協同組合

*みなと銀行については保育所に入所の方はご利用いただけますが、幼稚園又は認定こども園に入所の方はご利用いただけません。

5 公立園の延長保育料、一時預かり利用料の口座振替時期について

1か月間の利用状況を翌月に確認して金額を確定させるため、口座振替の引き落とし日は利用のあった月の翌月の末日となります。

(例) 公立保育所に在籍する児童が6月に延長保育を利用した場合は、保育所保育料は6月末、延長保育料は7月末に、各々口座振替により徴収します。

6 口座引き落としできなかった場合のお支払いについて

後日、保育幼稚園室からご自宅へ「納入通知書」をお送りしますので、指定金融機関の窓口又は市役所低層棟1階ATMコーナーのセルフ納付機にて、納付書に記載されている納期限までにお支払いください。再度引き落とすことはできませんので、口座残高不足とならぬようにお願いします。

7 口座振替する預（貯）金口座の登録変更について

登録口座の変更、離婚等により口座名義人が児童の世帯から外れる場合には、書面または電子申請が再度必要となります。

8 注意事項

- 登録していただく預（貯）金口座は、原則、代表保護者（内定通知に記載された保護者）名義の口座としてください。（※児童名義や保護者様以外の名義の口座はご利用いただけません。）
- 口座振替依頼（自動払込利用申込）書の用紙は3枚複写になっていますので、1枚目に必要事項をご記入のうえ、預（貯）金届出印を、3枚共にもれなく押印してください。
- 印鑑レス口座をご利用の場合は、余白に「印鑑レス」とご記入の上、ご提出ください。
- 同一世帯から複数の児童が入所している場合、児童1人につき1部ずつ別々で提出が必要です。
- 保育料等の口座振替登録は、原則として卒園、退所まで自動継続といたします。ただし、継続が適当でないと市が判断した場合には、廃止として取扱わせていただきますので、ご了承下さい。
- 第2子無償化により私立園に通われる第2子以降の児童につきましては、口座振替の登録手続きは不要です。
- ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

吹田市児童部 保育幼稚園室 経理グループ 保育料担当

電話：06-6155-5486（直通）

FAX：06-6384-2105